

保存版

令和8年4月15日

保護者様

京都市立西大路小学校

校長 出口 聡美

令和8年度 台風・特別警報・地震に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本校では、緊急時の対応について、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

台風に対する非常措置

1. 登校前に『暴風警報』発令された場合（「京都・亀岡」「京都府南部」が対象地域です。）

(1) 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機とします。

(2) 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前7時までに解除になった場合 平常授業

・午前9時までに解除になった場合

★3校時（10時40分）から始業 10時20分に集合場所に集まり集団登校

・午前11時までに解除になった場合

★5校時（13時40分）から始業 13時20分に集合場所に集まり集団登校 給食は、中止です。

・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校にとめおくこととし、その後、「緊急時連絡先調査」に記載していただいているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にてとめおくことといたします。

特別警報発令時の非常措置

1. 登校前に発令された場合

学校は臨時休業とし、指示があるまでは自宅待機とします。

その後、避難指示が発令された時は、安全な避難場所へ避難してください。

（テレビ、ラジオ、インターネット、緊急メール等の災害避難情報にご注意ください。）

・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時40分）から始業

・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合

全員学校で待機とし、保護者の方のお迎えを待ちます。

※すぐーるや学校ホームページ等で、「学校のとめおき」「外部の避難場所へ移動」「保護者への引き渡し」等の連絡をさせていただきます。

地震に対する非常措置

1. 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生時の次の登校日を臨時休業とします。

・原則として、次の登校日（下校後、午前0時までに発生した場合は「翌日」、午前0時以降、登校前までに発生した場合は「当日」）を臨時休業とします。

・休業日・休業日前に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確保でき、授業等を実施する場合は、すぐーるや学校ホームページ等で、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校にとめおくこととし、その後、「緊急時連絡先調査」に記載していただいているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にてとめおくことといたします。

大雨警報・洪水警報に対する措置

気象状況により大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、すぐーるや学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

水害による避難指示等の発令に対する措置

○水害の避難指示について

本校の校区である西大路小学校区は、「桂川の洪水予報河川における避難情報の発令対象学区」及び「天神川の水位周知河川における避難情報の発令対象学区」です。西大路小学校区に避難指示もしくは、緊急安全確保が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置はとりません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）をとる場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。